

東浦町重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、重症心身障害児等の居宅生活を支援するため、重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費（以下「事業費」という。）を指定事業所に支給することに関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「重症心身障害児等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）

第4条第1項に規定する身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童福祉法（昭和22年法律164号）第4条第2項に規定する障害児及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者で18歳未満である者のうち、法における支給決定において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス等及び基準該当障害者福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）の別表第5の1の注1の（2）に規定する重症心身障害者又は同表第7の1の注1の5に規定する重症心身障害児に該当すると認められた者であつて、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複しているものをいう。

(支給対象事業所)

第3条 事業費は、法第5条第8項に定める短期入所（以下「短期入所」という。）を実施している愛知県内指定短期入所事業所（医療法（昭和23年法律第205号）に基づく病院及び診療所を除く。）の設置者のうち愛知県知事が指定した者（以下「指定事業者」という。）に対して支給する。

(支給対象額)

第4条 事業費の支給額は、重症心身障害児等が短期入所を利用した日数に愛知県重症心身障害児・者短期入所利用支援事業実施要綱に規定する補助基準額に相当する額を乗じて算出した額とする。ただし、1回が7日以内の利用に限る。

(支給申請)

第5条 重症心身障害児・者短期入所利用支援事業を実施しようとする指定事業者（以下「申請者」という。）は、重症心身障害児・者短期入所利用支援事業実施申請書（様式1）により町長に申請するものとする。

(支給決定の通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、申請書の内容を審査し、その結果を重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費支給決定通知書（様式2）により申請者に通知するものとする。

(支給手続)

第7条 事業費の支給を受けようとする申請者（以下「請求者」という。）は、重症心

身障害児・者短期入所利用支援事業費請求書（様式3）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、事業費の請求があった場合は、その請求内容を確認し、すみやかに請求者に対し事業費を支給しなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月25日から施行する。

様式1 (第5条関係)

年 月 日

東浦町長

所在地
名 称
代表者

重症心身障害児・者短期入所利用支援事業実施申請書

このことについて、東浦町重症心身障害児・者短期入所利用支援事業を実施したいので下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 愛知県重症心身障害児・者短期入所利用支援事業実施施設指定申請書の写し
- 2 愛知県重症心身障害児・者短期入所利用支援事業実施施設指定事業者の指定書の写し

様式2 (第6条関係)

重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費支給決定通知書

第 号
年 月
日

様

東浦町長

先に申請のありました重症心身障害児・者短期入所について、次のとおり決定したので通知します。

入所者氏名	
施設名	
入所期間	年 月 日 () から 年 月 日 () までの (日間)

様式3 (第7条関係)

重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費請求書

年 月 日

東浦町長

所在地
名 称
代表者

下記のとおり、 年 月分重症心身障害児・者短期入所利用支援事業費を請求
します。

記

請求書 _____ 円

平成 年 月分 請 求 内 訳 単位：円

整理番号	利 用 者 名	利用日数 (A)	補助基準額 (円) (B)	補 助 金 (C) = (A) × (B)	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
合 計					

添付書類

- 1 介護給付費請求明細書の写し

振込先	金融機関名	本・支店名	預金種類
	口座番号	口座名義 (フリガナ)	